

議案第 88 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 19 年 9 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和 25 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 241 号を第 242 号とし、第 175 号から第 240 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 174 号中「第 167 号」を「第 168 号」に、「第 168 号」を「第 169 号」に、「第 172 号」を「第 173 号」に改め、同号を同条第 175 号とし、同条中第 173 号を第 174 号とし、第 115 号から第 172 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 114 号中「第 79 号から第 112 号まで」を「第 80 号から第 113 号まで」に改め、同号を同条第 115 号とし、同条第 113 号中「第 79 号」を「第 80 号」に改め、同号を同条第 114 号とし、同条中第 112 号を第 113 号とし、第 71 号から第 111 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 70 号の次に次の 1 号を加える。

(71) 温泉法第 16 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査

1 件につき 7,400 円

第 5 条中「第 2 条第 239 号」を「第 2 条第 240 号」に改める。

## 附 則

この条例は、平成19年10月20日から施行する。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

温泉法の一部改正に伴い、温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請に係る手数料を新設するため、この条例を制定するものである。